

2023年3月9日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
(公印略)

定款改正について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、2022年6月13日付「県連への組合監査の結果について」で連絡したところですが、5月の総会において、下記を参考に改正手続を進めてください。

なお、総(代)会での議決後、国税局の認可が必要となります(登記は不要)。

記

1. (理事会) →改正必須

改正後	改正前
<u>理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</u>	<u>理事の総数の3分の1以上の者が必要であると認めるときは、いつでも理事長に対し理事会を招集すべきことを請求することができる。</u>

2. (経費の賦課) →状況に応じて改正

賦課金の賦課金額、賦課方法、徴収期限、徴収方法その他賦課及び徴収に関し必要な事項は、 <u>総(代)会</u> において定める。	賦課金の賦課金額、賦課方法、徴収期限、徴収方法その他賦課及び徴収に関し必要な事項は、 <u>規約</u> で定める。
--	--

注) 2.(経費の賦課)

(1) 改正しなくてもよい場合

a.実際に規約の定めがある場合→改正不要

b.規約を定めていない場合→賦課方法等を定める規約を作成し、総会において議決

(2) 改正する場合

→現状を反映して、上記の文例により改正